

(7) 適用関係 1

問 7 新たな償却の方法は、いつから適用されるのでしょうか。

(答) 平成 19 年度税制改正において措置された、新たな償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について適用されます(所令 120 の 2、平成 19 年改正所令附則 12 ①)。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が、定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められています(所令 120)。